

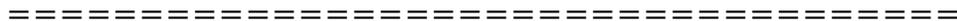


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2535

2010.7.22

<http://www.tse.or.jp/>



【本日の目次】

1.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2.スタンダード&プアーズ通信

3.その他

- ◆東証ホームページの更新情報
 - プログラム売買(7月12日～7月16日売買取引分)
 - 信用取引現在高(7月16日申込現在分)

4.証券取引等監視委員会からの寄稿



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。



4.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No14

「自主規制機関との連携の強化(2):

広義の自主規制機関との連携と市場監視の包囲網の構築」

証券取引等監視委員会総務課長 佐々木清隆

前回のこの場では、証券取引所や証券業協会等を中心に、金商法上の「自主規制機関」との連携についてご紹介した。特に、従来の「一方通行」から「双方向」での連携を強化している点を強調させていただいた。

このような自主規制機関が公正な証券市場の構築の上で果たす役割は非常に多いが、金商法上の自主規制機関以外にも、同様の役割を果たす団体や当事者がいることも忘れてはならない。例えば、日本公認会計士協会、監査法人、日本弁護士連合会(日弁連)、法律事務所、日本不動産鑑定協会、国土交通省、日本税理士連合会、国税庁、日本行政書士連合会、日本司法書士連合会、経団連、日本監査役協会、内部監査協会等は、それぞれ本来の活動目的があるとしても、同時に証券市場の公正性を高める上で、重要な役割を有していると考えている。

まず、監査法人の役割については、適正な財務諸表、有価証券報告書等の作成及び開示の上で果たす役割が非常に大きいことは言うまでもない。また、以前ご紹介したとおり、不公正ファイナンスを行う上場企業には、

特定の中小監査法人や会計士が関与していることも多い。監視委としては、日本公認会計士協会や大手監査法人との間で、最近の粉飾の事例やパターンについての情報を共有したり、不公正ファイナンスの傾向について、公認会計士に対して研修を行ったりすることで、監査を通じた問題の未然予防を期待している。

次に、弁護士、法律事務所の役割も非常に重要である。監査法人の役割が金商法上明確に位置付けられているのに対し、弁護士の役割については金商法上明示的な言及はない。しかし、証券取引等にして弁護士が作成するリーガル・オピニオン、M&AやTOBに関する法的アドバイスやデュー・ディリジェンス、公開買付届出書等各種書類の作成、第三者調査委員会による調査等の上で、弁護士が証券市場との関係で果たす役割は、ますます大きくなっていると認識している。

このような観点から、近年監視委員会としては、日弁連、各地区弁護士会、法律事務所との意見交換や講演の機会を強化してきている。証券市場での問題について弁護士に認識いただくことにより、問題の未然予防につながることを期待するとともに、証券市場での民間の当事者同士の訴訟や私的enforcementにより、市場の規律が強化される上で有益であると考えている。

さらに、本年7月15日に、日弁連「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が作成され7月21日に公表されたことも、公正な証券市場の確保の上で非常にプラスであると評価している。ガイドラインの詳細については、日弁連のホームページをご覧いただきたいが、当委員会の扱う粉飾やインサイダー取引等に関連して、弁護士や公認会計士等から構成される第三者調査委員会が設置され調査報告書が作成されることが、上場企業の間において一般的になってきていることを踏まえ、中立・公正で客観的な調査報告書が作成されることは非常に重要であり、今後本ガイドラインに沿った第三者調査委員会運営が行われることを、強く期待したい。

日弁連のホームページ

<http://www.nichibenren.or.jp/>

上記以外にも、REITや以前ご紹介した不動産現物出資による第三者割当増資における不動産鑑定評価の問題に関連しては、日本不動産鑑定協会及び監督官庁である国交省、税理士によるインサイダー取引に関連して日本税理士連合会及び監督官庁である国税庁、上場企業のコーポレートガバナンスの上で重要な監査役の集まりである日本監査役協会等との間でも、証券不公正取引の最近の事例や監視委としての取組方針等に関する講演や意見交換等を通じて、それぞれの団体の自主規制機能、市場規律の強化に向けた取組が強化されることを期待している。

さらに、これら諸団体と個別に対話、連携することに加えて、諸団体、当事者間を結びつけるのも監視委の役割として重要であると認識してい

るところである。金商法上の自主規制機関を別にすると、日弁連、公認会計士協会、不動産鑑定協会その他諸団体の役割は、公正な証券市場の確立に留まらず多様な分野に及んでいるが、監視委としては、公正な証券市場の確立という観点をベースに、各当事者を結びつけるコーディネーターとしての役割もあると考えている。

このような証券市場の公正性の確保に役割を持つ各市場規律の当事者それぞれに働きかけるとともに、各当事者の横の連携、結びつきを強化することで、当局と市場参加者が一体となった、「全体としての市場監視の包囲網」を構築することが可能になると考えている。

(文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)。

・筆者紹介 佐々木 清隆

東京都出身。1983年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融監督庁(現金融庁)検査局、OECD(経済協力開発機構)、IMF(国際通貨基金)等海外勤務を経て、2005年証券取引等監視委員会事務局特別調査課長。2007年7月より同委員会事務局総務課長。